

## Communication Engine “COTOHA API” for Enterprise 利用規約の廃止

(令和 6 年 5 月 15 日 CAS 3 サ第 000400001232-01 号)

実施 令和 6 年 7 月 1 日

Communication Engine “COTOHA API” for Enterprise 利用規約は廃止します。

附 則

(実施期日)

1. この利用規約は令和 6 年 7 月 1 日から実施します。  
(経過措置)
2. この利用規約実施前に当社の Communication Engine “COTOHA API” for Enterprise 利用規約 (以下、「旧規約」といいます。) により生じた支払い又は支払わなければならなかった Communication Engine “COTOHA API” for Enterprise サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
3. この利用規約実施前に、旧規約によりその事由が生じた Communication Engine “COTOHA API” for Enterprise サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。